



発行 新潟県

号外 2
令和4年3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 23 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（ICT推進課）
- 24 新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（畜産課）
- 25 新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則（用地・土地利用課）
- 26 新潟県景観審議会規則の一部を改正する等の規則（都市政策課）
- 27 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

病院局管理規程

- 7 新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

企業局管理規程

- 4 新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 2-116 新潟県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 14-14 非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

監査委員告示

- 2 新潟県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（監査委員事務局）

労働委員会規則

- 1 新潟県労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（労働委員会事務局総務課）

新潟海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（新潟海区漁業調整委員会）

佐渡海区漁業調整委員会告示

- 1 佐渡海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程の一部改正（佐渡海区漁業調整委員会）

収用委員会告示

- 2 新潟県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（収用委員会）

規 則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第23号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）</u>第4条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 <u>知事の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）</u>に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の規定の例による。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の公表)</p> <p>第3条 知事は、知事又はこれに置かれる機関（以下「知事等」という。）がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>公表するもの</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 知事は、知事又はこれに置かれる機関（以下「知事等」という。）がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>告示するもの</u>とする。</p>

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、知事が定めるところにより、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、知事が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって知事が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第 2 号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2～4 (略)

5 条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 知事等は、電子申請等を行う者が第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 1 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 2 号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであつ

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 知事等は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、知事が定めるところにより、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明

て、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 知事等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、知事が定めるところにより、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 知事等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明

らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第5条第5項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 知事等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 知事等は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製すること

らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 知事等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 知事等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

により行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、知事が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第24号

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知事が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「省令」という。）並びに新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例（令和 4 年新潟県条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

第 2 条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、畜舎等又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合は、この限りでない。

(都道府県知事が必要と認める図書)

第 3 条 省令第 64 条第 1 項の都道府県知事が必要と認める図書は、申請に係る畜舎等が特例畜舎等以外の畜舎等である場合にあっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関が、申請に係る畜舎建築利用計画が法第 3 条第 3 項第 4 号に適合することを証する書類とする。

(敷地と道路との関係の特例の認定の申請等)

第 4 条 省令第 48 条第 2 項の規定による認定を受けようとする者は、別記第 1 号様式による申請書の正本 1 通及び副本 2 通に、それぞれ省令別表第 2 (い) の項に掲げる付近見取図、配置図及び平面図並びに同表 (ろ) の項に掲げる立面図及び断面図、申請理由書その他知事が必要と認める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、省令第 48 条第 2 項の規定による認定の申請があったときは、認定するかどうかを決定し、前項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(制限の緩和の認定の申請等)

第 5 条 条例第 3 条第 2 項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第 2 号様式による申請書の正本 1 通及び副本 2 通に、それぞれ前条第 1 項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第 3 条第 2 項の規定による認定の申請があったときは、認定するかどうかを決定し、前項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 法、省令、条例又はこの規則の規定により申請書を提出した者は、認定又は認可の通知を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、別記第 3 号様式により知事に届け出なければならない。

(利用の状況の報告の期日)

第 7 条 省令第 91 条の都道府県知事の定める日は、法第 3 条第 1 項の認定を受けた日又は前回の報告書の提出日から 5 年を経過する日の属する年度の 9 月 30 日とする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第 8 条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、別記第 4 号様式により知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

認定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先

代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びにそれらのフリガナ：
- (2) 郵便番号：
- (3) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (4) 連絡先：

2 設計者の概要

- (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施行地又は所在地
- (2) 防火地域 防火地域 準防火地域 指定なし
- (3) 区域、地域、地区又は街区：
- (4) 道路
 - ア 幅員：
 - イ 敷地と接している部分の長さ：
- (5) 敷地面積
 - ア 敷地面積：
 - イ 省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：
 - ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
- (6) 畜舎等の種類
 - 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎
- (7) 工事種類
 - 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
- (8) 建築面積
 - ア 建築面積：(申請部分 m^2)(申請以外の部分 m^2)(合計 m^2)
 - イ 建蔽率：
- (9) 床面積：(申請部分 m^2)(申請以外の部分 m^2)(合計 m^2)
- (10) 畜舎等の数
 - ア 申請に係る畜舎等の数：
 - イ 同一敷地内の他の畜舎等の数：
- (11) 工事着手予定年月日：
- (12) 工事完了予定年月日：
- (13) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

- (1) 番号：
- (2) 種類
 - 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎
- (3) 工事種類

- 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
- (4) 構造： 造 一部 造
A構造畜舎等 B構造畜舎等
- (5) 高さ： m
- (6) 床面積：(申請部分 m²)(申請以外の部分 m²)(合計 m²)
- (7) 備考

(注意)

- 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
- 2 がある場合は、該当するにレ印を付けること。
- 3 4は申請に係る畜舎等(独立部分が2以上ある場合においては独立部分。以下同じ。)ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1のときは「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付した上で、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

認定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者の住所又は
 主たる事務所の所在地
 申請者の氏名又は名称
 申請者の連絡先
 代表者の氏名

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例第3条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びにそれらのフリガナ：
- (2) 郵便番号：
- (3) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (4) 連絡先：

2 設計者の概要

- (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施行地又は所在地
- (2) 防火地域 防火地域 準防火地域 指定なし
- (3) 区域、地域、地区又は街区：
- (4) 道路
 - ア 幅員：
 - イ 敷地と接している部分の長さ：
- (5) 敷地面積
 - ア 敷地面積：

- イ 省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：
- ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(6) 畜舎等の種類

- 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(7) 工事種類

- 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(8) 建築面積

ア 建築面積：(申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

イ 建蔽率：

(9) 床面積：(申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(10) 畜舎等の数

ア 申請に係る畜舎等の数：

イ 同一敷地内の他の畜舎等の数：

(11) 工事着手予定年月日：

(12) 工事完了予定年月日：

(13) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 種類

- 飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(3) 工事種類

- 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(4) 構造： 造 一部 造

- A構造畜舎等 B構造畜舎等

(5) 高さ： m

(6) 床面積：(申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(7) 備考

(注意)

1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

2 がある場合は、該当するにレ印を付けること。

3 4は申請に係る畜舎等(独立部分が2以上ある場合においては独立部分。以下同じ。)ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1のときは「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付した上で、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

第3号様式(第6条関係)

取下げ届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1 申請の種類：

2 申請年月日 :

3 取下げの理由 :

4 備考 :

第 4 号様式 (第 8 条関係)

取りやめ届出書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等 (利用) を取りやめたいので、届け出ます。

記

1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日 :

2 取りやめの年月日 :

3 取りやめの理由 :

4 備考 :

新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

新潟県盛土等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県盛土等の規制に関する条例（令和4年新潟県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(盛土等の許可を要しない者)

第2条 条例第7条第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 土地開発公社
- (6) 東日本高速道路株式会社
- (7) 公益社団法人新潟県農林公社
- (8) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (9) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (10) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であつて、盛土等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害の発生を防止することができる者として知事が認めるもの
(許可を要しない法令等に基づく処分による盛土等)

第3条 条例第7条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる処分による盛土等とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の認可
- (2) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の許可
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項又は第56条第1項の許可
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- (6) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可
- (8) 海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項若しくは第37条の5の許可又は同法第13条第1項の承認
- (9) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第11条第1項の承認又は同法第18条第1項の許可
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）第16条（同法第25条の30又は第31条において準用する場合を含む。）の承認
- (11) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可
- (12) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可
- (13) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可
- (14) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可
- (15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項又は第15条第1項の許可（最終処分場に係る許可に限る。）
- (17) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項又は第12条第1項の認可
- (18) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項の許可
- (19) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の許可
- (20) 新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）第13条第1項の許可
- (21) 新潟県砂防指定地等管理条例（平成15年新潟県条例第27号）第4条第1項又は第5条第1項の許可

(許可を要しない盛土等)

第4条 条例第7条第5号の規則で定める盛土等は、盛土等の高さ（盛土等を行う前の地盤面の最も低い地点と盛土等によって生じる地盤面の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が1メートル未満のものとする。
(土地の所有者の同意)

第5条 条例第8条各項に規定する同意は、盛土等に係る土地使用同意書（別記第1号様式）により行うものとする。

(周辺の住民に対する周知の方法)

第6条 条例第9条の規定による周知の方法は、盛土等区域の周辺の住宅の配置の状況等を勘案し、次に掲げる方法のうちいずれか又はそれらを組み合わせたものとする。

- (1) 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会
- (2) 戸別訪問による説明
- (3) 盛土等の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板その他公衆の見やすい場所への掲示又は当該文書の回覧
- (4) その他盛土等の概要を周知するための適切な方法
(許可の申請書)

第7条 条例第10条第1項の規定による申請書の提出は、別に定める申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）
- (2) 申請者が法人である場合にあつては、条例第11条第1号ウに規定する役員（以下「役員」という。）の住民票の写し
- (3) 申請者が条例第11条第1号キに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (4) 申請者に条例第11条第1号ク及びケに規定する使用人（以下「使用人」という。）がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）
- (6) 申請者が条例第11条第1号アからケまでに該当しないことを誓約する書類
- (7) 盛土等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (8) 盛土等区域の現況平面図及び現況断面図
- (9) 盛土等区域の測量図及び求積図
- (10) 盛土等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- (11) 盛土等区域の流域図
- (12) 盛土等に使用する土砂等の量の計算書
- (13) 盛土等の構造について安定計算を行った場合にあつては、安定計算書
- (14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (15) 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類
- (16) 排水施設の平面図及び断面図
- (17) 盛土等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類
- (18) 盛土等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び次のアからエまでに掲げる書類
 - ア 法人にあつては、直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）
 - イ 個人にあつては、前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し
 - ウ 資金を自己資金で調達する場合にあつては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類
 - エ 資金を借入金で調達する場合にあつては、金融機関の融資を証明する書類
- (19) 申請者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあつては、条例第8条第1項に規定する同意を得たこ

とを証する書類

(20) その他知事が必要と認める書類

3 条例第10条第1項第9号及び同条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 盛土等に使用する土砂等の採取場所及び搬入計画

(2) 盛土等に使用する土砂等の性状

(3) 盛土等区域の土地の所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所

(5) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名及び住所）

(6) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

4 条例第10条第2項の規定による申請書の提出は、別に定める申請書により行うものとする。

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第2項第1号から第11号まで、第15号、第16号及び第17号から第19号までに掲げる書類

(2) 土砂等の堆積が最大となった場合の盛土等区域の平面図及び断面図

(3) その他知事が必要と認める書類

（不正な行為ををするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第8条 条例第11条第1号オの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第7条の許可の申請前10年間に森林法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、新潟県砂防指定地等管理条例、この条例又は市町村が定めた盛土等の規制に関する条例の規定に違反して2回以上罰金以上の刑に処せられた者

(2) 条例第7条の許可の申請前10年間に条例第22条第1項（同項第4号及び第5号に係る部分を除く。）の規定により2回以上許可を取り消され、その最後の取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る新潟県行政手続条例（平成7年新潟県条例第59号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）

(3) 県の区域において、条例第7条の許可の申請前3年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア 砂防法（明治30年法律第29号）第29条の規定による処分

イ 森林法第10条の3、第16条又は第38条第2項の規定による処分

ウ 地すべり等防止法第21条第1項の規定による処分

エ 宅地造成等規制法第14条第1項の規定による処分

オ 都市計画法第81条第1項の規定による処分

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項の規定による処分

キ 条例第21条又は第22条第1項の規定による処分（同項の規定による許可の取消処分を除く。）

ク 市町村が定めた盛土等の規制に関する条例の規定に基づく処分

(4) 県の区域において、条例第7条の許可の申請前3年間に2回以上次に掲げる処分を受けた者

ア 漁港漁場整備法第39条の2第1項の規定による処分

イ 採石法第32条の10第1項、第33条の9、第33条の12又は第33条の13の規定による処分

ウ 道路法第71条第1項の規定による処分

エ 都市公園法第27条第1項の規定による処分

オ 海岸法第12条第1項の規定による処分

カ 河川法第75条第1項の規定による処分

キ 砂利採取法第12条第1項、第23条第2項又は第26条の規定による処分

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3、第7条の4、第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3（同法第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の3の2第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15

条の 3、第19条の 3、第19条の 4 第 1 項（同法第19条の10第 1 項において準用する場合を含む。）、第19条の 4 の 2 第 1 項、第19条の 5 第 1 項（同法第19条の10第 2 項において準用する場合を含む。）、第19条の 6 第 1 項又は第19条の11第 1 項の規定による処分

ケ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条第 1 項の規定による処分

コ 土壌汚染対策法第25条の規定による処分

サ 新潟県漁港管理条例第15条の規定による処分

シ 新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第 8 条第 1 項の規定による処分

（使用人）

第 9 条 条例第11条第 1 号ク及びケの規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（形状及び構造上の基準）

第10条 条例第11条第 4 号の規則で定める基準は、条例第 7 条の許可に係る盛土等が当該盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）以外である場合にあっては別表第 1 に掲げるとおりとし、一時堆積である場合にあっては別表第 2 に掲げるとおりとする。

（変更許可の申請等）

第11条 条例第12条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

(2) 盛土等に使用する土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

(3) 盛土等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(4) 管理責任者の氏名の変更

(5) 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）

(6) 第 7 条第 3 項各号に掲げる事項の変更

2 条例第12条第 2 項の規定による申請書の提出は、別に定める申請書により行うものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第 7 条第 2 項各号（第19号を除く。）又は同条第 5 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる書類のうち変更許可を受けようとする内容に係るもの

(2) 変更許可を受けようとする者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第 8 条第 2 項に規定する同意を得たことを証する書類

4 条例第12条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可年月日及び許可番号

(2) 盛土等区域の位置

(3) 変更の理由

5 条例第12条第 4 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める届出書により行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 許可年月日及び許可番号

(3) 盛土等区域の位置

(4) 変更の内容

(5) 変更の理由

6 前項の届出書には、第 7 条第 2 項各号（第19号を除く。）又は同条第 5 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付しなければならない。

（標識に記載する事項等）

第12条 条例第15条第 1 項に規定する標識の様式は、別記第 2 号様式のとおりとする。

2 条例第15条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可年月日、許可番号及び許可をした者

(2) 許可を受けた者の住所（法人にあつては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先

(3) 盛土等区域の位置及び盛土等を行う土地の面積

(4) 盛土等の期間

- (5) 管理責任者の氏名及び連絡先
- (6) 盛土等区域を管轄する機関の名称、住所及び連絡先
(土砂等の搬入の届出)

第13条 条例第16条の規定による届出は、搬入しようとする土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、次に掲げる事項を記載した別に定める届出書により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置及び盛土等を行う土地の面積
- (4) 盛土等に使用する土砂等の採取場所
- (5) 盛土等に使用する土砂等の性状
- (6) 土砂等の搬入予定量
- (7) 土砂等の搬入期間

2 前項の届出書には、土地所有者、土砂等の発生を伴う事業を行った者その他の権原に基づき当該土砂等の採取を行った者が発行する土砂等発生元証明書（別記第3号様式）を添付するものとする。

（土砂等管理台帳）

第14条 土砂等管理台帳の様式は、別に定める様式のとおりとする。

2 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置及び盛土等を行う土地の面積
- (4) 盛土等の期間
- (5) 搬入された土砂等を発生させた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 土砂等管理台帳には、毎月末日までに、当該月における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。

（盛土等に使用した土砂等の量の報告）

第15条 条例第17条第2項の規定による報告（以下この条において「報告」という。）（条例第7条の許可に係る盛土等が一時堆積である場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載した別に定める報告書により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置及び盛土等を行う土地の面積
- (4) 盛土等の期間
- (5) 報告に係る期間
- (6) 報告に係る期間の前日までに使用した土砂等の量の累計
- (7) 報告に係る期間中に使用した土砂等の量
- (8) 報告に係る期間を経過した時点までに使用した土砂等の量の累計

2 報告（条例第7条の許可に係る盛土等が一時堆積である場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した別に定める報告書により行うものとする。

- (1) 前項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 報告に係る期間の前日までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計
- (3) 報告に係る期間中に搬入及び搬出された土砂等の量
- (4) 報告に係る期間を経過した時点までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計

3 前2項の報告書には、土砂等管理台帳の写しを添付しなければならない。

4 報告は、次の各号に掲げる期間に係る盛土等について、当該各号に定める期日までに行うものとする。

- (1) 盛土等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間 10月末日
- (2) 盛土等に着手した日後、毎年、10月から翌年3月までの間 翌年4月末日
- (3) 直近の報告から盛土等を完了し、又は廃止したときまでの間 条例第18条第1項の規定による届出の日
(盛土等の完了の届出等)

第16条 条例第18条第1項の規定による完了又は廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める届出書により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置及び盛土等を行った土地の面積
- (4) 盛土等の期間
- (5) 盛土等を完了し、又は廃止した年月日
- (6) 盛土等を行った土地及び土砂等の堆積の形状
- (7) 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容
(譲受け許可の申請)

第17条 条例第19条第2項の規定による申請書の提出は、別に定める申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第7条第2項第1号から第6号まで及び第18号に掲げる書類
- (2) 譲受け許可を受けようとする者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第8条第3項に規定する同意を得たことを証する書類
- (3) 譲受けの事実を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 条例第19条第2項第4号の規則で定める事項は、第7条第3項第4号から第7号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 盛土等区域の位置
- (2) 盛土等を行う土地の面積（既に盛土等が行われた土地の面積を含む。）
- (3) 管理責任者の氏名
- (4) 譲受けの理由
(地位の承継の届出)

第18条 条例第20条第2項の規定による届出は、別に定める届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第7条第2項の規定の適用については、同項第1号から第6号までの規定中「申請者」とあるのは、「条例第20条第2項の規定による届出を行う者」と読み替えるものとする。

- (1) 第7条第2項第1号から第6号まで及び第18号に掲げる書類
- (2) 承継の事実を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 条例第20条第2項第4号の規則で定める事項は、第7条第3項第4号から第7号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 盛土等区域の位置
- (2) 盛土等を行う土地の面積（既に盛土等が行われた土地の面積を含む。）
- (3) 管理責任者の氏名
- (4) 承継の理由
(土砂等搬入禁止区域の指定の公示)

第19条 条例第24条第2項（条例第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、県報に登載して行うものとする。

- (1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、面積、指定の期間及び指定の理由
- (2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積
(身分証明書)

第20条 条例第24条第7項（条例第28条第2項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

(公表)

第21条 条例第29条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第25条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第25条違反の事実
- (3) その他知事が必要と認める事項
(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

- (1) 盛土等区域の地盤に、滑りやすい土質の層がある場合又は軟弱な地盤がある場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないよう、杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜している土地において、盛土等を行う場合にあっては、盛土等を行う前の地盤と盛土等に使用する土砂等とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 盛土等の高さ及び法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の盛土等の高さの欄及び法面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	盛土等の高さ		法面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（盛土等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- (4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 盛土等の高さが5メートル以上である場合にあっては、盛土等の高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設け、当該小段及び法面には必要に応じて雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- (6) 雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設が設置されていること。
- (7) 前号の排水施設は、勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
- (8) 湧水が存する土地又は沢状の地形の土地その他盛土等を行う土地の区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において盛土等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効に排除できるように、暗きょ排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。
- (9) 盛土等の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないよう、締固めその他の措置が講じられていること。
- (10) 法面は、必要に応じて、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- (11) 盛土等区域（盛土等により生じる法面は除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、必要に応じて、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第2（第10条関係）

- (1) 別表第1第1号、第6号及び第7号に掲げる基準に適合すること。
- (2) 盛土等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。
- (3) 盛土等区域と隣接地との間に、次の表の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。

盛土等区域の面積	保安地帯の幅
5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- (4) 土砂等の堆積の高さが5メートル以下であること。
- (5) 土砂等の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。

別記

第 1 号様式 (その 1) (第 5 条関係)

盛土等に係る土地使用同意書

盛土等の許可を申請しようとする者 () の行う盛土等については、別紙の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の位置及び地番	地目 (登記簿)	面積 (登記簿)

また、同意の前提として、上記の盛土等の許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 盛土等の目的
- 3 盛土等区域の位置
- 4 盛土等を行う土地の面積
- 5 盛土等に使用する土砂等の量 (一時堆積である場合にあっては、年間の盛土等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量)
- 6 盛土等を行う期間
- 7 管理責任者の氏名
- 8 盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他盛土等の施行に関する計画

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住所
氏名

(法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

注 土地の所有者が法人の場合は、署名を記名押印に代えることができる。

別紙

同意に当たっての留意事項

1 土地の所有者の責務

土地の所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われないう当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません（条例第4条）。

2 土地の所有者に対する通知

次に掲げる場合は、許可を受けた者又はその者の地位を承継した者に対して土地の所有者に対する通知を義務付けていますので、その内容について確認してください。

- (1) 許可の内容に軽微な変更があった場合（条例第12条第4項）
- (2) 許可に条件が付された場合（条例第13条第2項）
- (3) 許可を受けた者について、地位の承継があった場合（条例第20条第3項）

3 土地の所有者に対する報告徴収

土地の所有者は、盛土等に係る施行の状況等について、県から必要な報告又は資料の提出を求められることがあります（条例第27条）。

この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、50万円以下の罰金刑に処せられることがあります（条例第35条第5号）。

第1号様式(その2)(第5条関係)

盛土等に係る土地使用同意書(変更許可)

盛土等に係る変更許可を申請しようとする者()の行う盛土等については、別紙の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の位置及び地番	地目(登記簿)	面積(登記簿)

また、同意の前提として、上記の盛土等に係る変更許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 変更の内容

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住所
氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

- 注 1 土地の所有者が法人の場合は、署名を記名押印に代えることができる。
2 別紙の留意事項の様式は、別記第1号様式(その1)の別紙と同様とする。

第1号様式(その3)(第5条関係)

盛土等に係る土地使用同意書(譲受け許可)

盛土等に係る譲受け許可を申請しようとする者()の行う盛土等については、別紙の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の位置及び地番	地目(登記簿)	面積(登記簿)

また、同意の前提として、上記の盛土等に係る譲受け許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 新潟県盛土等の規制に関する条例第7条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 3 譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住所
氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

- 注 1 土地の所有者が法人の場合は、署名を記名押印に代えることができる。
2 別紙の留意事項の様式は、別記第1号様式(その1)の別紙と同様とする。

第2号様式 (第12条関係)

(縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上)

新潟県盛土等の規制に関する条例に基づく許可標識		
許可を受けた者	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	連絡先	
許可の内容	許可年月日及び許可番号	
	許可をした者	
	盛土等区域の位置	
	盛土等を行う土地の面積 (㎡)	
	盛土等の期間	
	管理責任者の氏名	
	管理責任者の連絡先	
盛土等区域を管轄する機関	名称	
	住所	
	連絡先	

第3号様式(第13条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

新潟県知事 様

住所
氏名

〔法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

新潟県盛土等の規制に関する条例第16条の規定により、次のとおり証明します。

土砂等を引き渡した者の氏名 (法人にあつては、名称)	
土砂等の採取場所	
採取された土砂等の性状	
採取された土砂等の量 (m ³)	
土砂等の採取期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 1 採取された土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

2 1の場合において、採取された土砂等が化学的に性質を改良した土砂等であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を併せて記載すること。

第4号様式(第20条関係)

(縦6センチメートル、横9センチメートル)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	所属 職名 氏名	
<p>上記の者は、新潟県盛土等の規制に関する条例第24条第5項若しくは第6項の規定による土地の立入り又は同条例第28条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">新潟県知事 印</p>		

(裏)

新潟県盛土等の規制に関する条例抜粋	
(土砂等搬入禁止区域の指定)	
<p>第24条 知事は、盛土等区域において盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。</p>	
2～4 (略)	
5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。	
6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。	
7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
(立入検査等)	
<p>第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、盛土等を行う者の事務所、事業所その他盛土等に関係のある場所に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等は無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。</p>	
2 第24条第7項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	
3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

新潟県景観審議会規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第26号

新潟県景観審議会規則の一部を改正する等の規則

(新潟県景観審議会規則の一部改正)

第1条 新潟県景観審議会規則(令和2年新潟県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規則は、新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号) <u>第20条第7項</u>の規定に基づき、新潟県景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号) <u>第20条第6項</u>の規定に基づき、新潟県景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(新潟県屋外広告物審議会規則の廃止)

第2条 新潟県屋外広告物審議会規則(昭和41年新潟県規則第79号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
(新潟県屋外広告物審議会の委員の任期)
- 2 この規則の施行の日の前日において新潟県屋外広告物審議会の委員である者の任期は、第2条の規定による廃止前の新潟県屋外広告物審議会規則第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第27号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(389) (略) <u>(389)の2 畜舎建築利用計画認定申請手数料</u> <u>(389)の3 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料</u> <u>(389)の4 工事完了の届出をする前における畜舎等の仮使用認定申請手数料</u> <u>(389)の5 畜舎等の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u> <u>(389)の6 畜舎等の敷地と道路との関係等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u> (390)～(556)の3 (略) <u>(556)の4 運転技能検査手数料</u> (557)～(585) (略)	別表（第2条関係） (1)～(389) (略) (390)～(556)の3 (略) (557)～(585) (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第556号の4を加える改正は、同年5月13日から施行する。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 <u>新潟県病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）の所管する手続等に関し、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第4条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>病院事業管理者の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の規定の例による。</u></p>	<p>第1条 新潟県病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p>
(定義)	(定義)
<p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）</u>で使用する用語の例による。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
(手続等の公表)	(適用の範囲)
<p>第3条 <u>病院事業管理者は、病院事業管理者又はこれに置かれる機関（以下「病院事業管理者等」という。）がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する</u></p>	<p>第3条 病院事業管理者又はこれに置かれる機関(以下「病院事業管理者等」という。)がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続</p>

方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該病院事業管理者等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、病院事業管理者が定めるところにより、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

等は別表のとおりとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、病院事業管理者が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって病院事業管理者が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第 2 号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2～4 (略)

5 条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 病院事業管理者等は、電子申請等を行う者が第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとする。ことができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 1 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求め

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると病院事業管理者が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると病院事業管理者が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該病院事業管理者等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 病院事業管理者等は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、病院事業管理者が定めるところにより、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

ているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 病院事業管理者等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、病院事業管理者が定めるところにより、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の病院事業管理者の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業管理者が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第5条第5項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると病院事業管理者が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると病院事業管理者が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 病院事業管理者等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、病院事業管理者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 病院事業管理者等は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において

2 病院事業管理者等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 病院事業管理者等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、病院事業管理者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 病院事業管理者等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、病院事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。)

同じ。)をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、病院事業管理者が別に定めるものとする。

をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

別表

法令又は条例等の名称	条項
新潟県情報公開条例 (平成7年新潟県条例第1号)	第5条及び第16条
新潟県情報公開条例 (平成13年新潟県条例第57号)	第5条及び附則第8条

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 4 号

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年新潟県企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 新潟県企業管理者（以下「企業管理者」という。）の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第 4 条から第 8 条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>企業管理者の所管する手続等（条例第 4 条から第 7 条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の規定の例による。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の公表)</p> <p>第 3 条 企業管理者は、企業管理者又はこれに置かれる機関（以下「企業管理者等」という。）がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 新潟県企業管理者（以下「企業管理者」という。）の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規程で使用する用語は、新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する<u>条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第 3 条 企業管理者は、企業管理者又はこれに置かれる機関（以下「企業管理者等」という。）がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により</p>

う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第4条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、企業管理者等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該企業管理者等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者(以下「電子申請等を行う者」という。)は、企業管理者が定めるところにより、企業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

行う手続等は別表のとおりとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者(以下「電子申請等を行う者」という。)は、企業管理者が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって企業管理者が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、企業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第2号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、企業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2～4 (略)

5 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 企業管理者等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第2項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(情報通信技術による手数料の納付)

第 6 条 条例第 4 条第 5 項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 7 条 条例第 4 条第 6 項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると企業管理者が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると企業管理者が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第 8 条 条例第 5 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、企業管理者等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該企業管理者等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 9 条 企業管理者等は、条例第 5 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、企業管理者が定めるところにより、企業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(2) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 2 号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 3 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 5 条 企業管理者等は、条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、企業管理者が定めるところにより、企業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 企業管理者等は、前項の規定により処分通知等

2 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の企業管理者の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業管理者が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第5条第5項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると企業管理者が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると企業管理者が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 企業管理者等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、企業管理者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 企業管理者等は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、企業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 企業管理者等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、企業管理者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 企業管理者等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、企業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第 7 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第 8 条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第 5 条に規定するもののほか、企業管理者が別に定めるものとする。

2 条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

別表

法令又は条例等の名称	条項
新潟県情報公開条例 （平成 7 年新潟県条例第 1 号）	第 5 条及び第 16 条
新潟県情報公開条例 （平成 13 年新潟県条例第 57 号）	第 5 条及び附則第 8 項

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

新潟県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第2-116号

新潟県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県人事委員会規則第2-89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 委員会の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第4条から第8条までの規定に基づき</u>、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>2 委員会の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）</u>に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の規定の例による。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の公表)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を公表するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 委員会の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年条例第83号。以下「<u>条例</u>」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。</p>

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第 2 号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2～4 (略)

5 条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 委員会は、電子申請等を行う者が第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとする。ことができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 1 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 2 号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

- (3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しな

2 条例第 5 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第 10 条 条例第 5 条第 1 項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第 8 条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 11 条 条例第 5 条第 5 項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第 12 条 委員会は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第 13 条 委員会は、条例第 7 条第 1 項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第 7 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電

ければならない。

3 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第 6 条 委員会は、条例第 5 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第 7 条 委員会は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファ

子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

イルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第14-14号

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない非常勤職員）</p> <p>第 2 条 <u>育児休業条例第 2 条第 4 号</u>の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>（部分休業をすることができない非常勤職員）</p> <p>第 3 条 <u>育児休業条例第 25 条第 2 号</u>の勤務日の日数及び 1 日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>	<p>（育児休業をすることができない非常勤職員）</p> <p>第 2 条 <u>育児休業条例第 2 条第 4 号イ</u>の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>（部分休業をすることができない非常勤職員）</p> <p>第 3 条 <u>育児休業条例第 25 条第 2 号イ</u>の勤務日の日数及び 1 日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第 2 号

新潟県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年 4 月新潟県監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県代表監査委員 八 木 浩 幸

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 <u>新潟県監査委員（以下「監査委員」という。）の所管する手続等に関し、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第 4 条から第 8 条までの規定に基づき、電子情報処理組織を</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 <u>新潟県監査委員（以下「監査委員」という。）の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めると</u></p>

使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

2 監査委員の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の規定の例による。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 (略)

(手続等の公表)

第3条 監査委員は、この規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第4条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、監査委員の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該監査委員の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、監査委員が定めるところにより、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

ころによる。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 (略)

(手続等の告示)

第3条 監査委員は、この規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、監査委員が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて監査委員が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第2号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であつて、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべ

2～4 (略)

5 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

(情報通信技術による手数料の納付)

第 6 条 条例第 4 条第 5 項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 7 条 条例第 4 条第 6 項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると監査委員が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認

き事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2～4 (略)

5 条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 監査委員は、電子申請等を行う者が第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 1 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 2 号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 3 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであつて氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

する必要があるものがあると監査委員が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、監査委員の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該監査委員の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 監査委員は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、監査委員が定めるところにより、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の監査委員の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監査委員が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第5条第5項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると監査委員が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 監査委員は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、監査委員が定めるところにより、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 監査委員は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

交付する必要があるものがあると監査委員が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 監査委員は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、監査委員の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 監査委員は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、監査委員が別に定めるものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 監査委員は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、監査委員の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 監査委員は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

新潟県労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

新潟県労働委員会規則第1号

新潟県労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県労働委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県労働委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第4条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>委員会の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の規定の例による。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の公表)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県労働委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称</p>

条項を公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 (略)

3 電子申請等を行う者は、当該電子申請等を行う者を特定するための識別符号及び暗証符号を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して当該申請等を行わなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。

4 (略)

5 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

及び条項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第 2 号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 (略)

3 電子申請等を行う者は、当該電子申請等を行う者を特定するための識別符号及び暗証符号を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して当該申請等を行わなければならない。

4 (略)

5 条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 委員会は、電子申請等を行う者が第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとする。ことができる。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により

(1) 電子申請等を行う者に係る第2項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに

行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 条例第 5 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第 5 条第 1 項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第 8 条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第 5 条第 5 項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 委員会は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 委員会は、条例第 7 条第 1 項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。
- 3 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第 6 条 委員会は、条例第 5 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第 7 条 委員会は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す

<p>録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。</p> <p><u>（添付書面等の省略）</u></p> <p>第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。</p>	<p>る方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟海区漁業調整委員会告示

◎新潟海区漁業調整委員会告示第1号

新潟海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年9月新潟海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞 男

新潟海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年9月新潟海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 新潟海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第4条から第8条までの規定に基づき</u>、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 新潟海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p>

に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

2 委員会の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の規定の例による。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 （略）

（手続等の公表）

第3条 委員会は、委員会がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を公表するものとする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 条例第4条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 （略）

（手続等の告示）

第3条 委員会は、委員会がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第2号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

2～4 (略)

5 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2～4 (略)

5 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとしてすることができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第2項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請書を行う者に係る登記事項証明書であつて当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであつて氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(平27新潟海漁調委告示1・一部改正)

合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第 8 条 条例第 5 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 9 条 委員会は、条例第 5 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第 5 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第 10 条 条例第 5 条第 1 項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第 8 条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 11 条 条例第 5 条第 5 項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 5 条 委員会は、条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

<p><u>交付する必要があるものがあると委員会が認める場合</u></p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第12条 委員会は、<u>条例第6条第1項</u>の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第13条 委員会は、<u>条例第7条第1項</u>の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第7条第3項</u>に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて<u>県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。</u></p> <p><u>(添付書面等の省略)</u></p> <p>第14条 <u>条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。</u></p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第6条 委員会は、<u>条例第5条第1項</u>の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第7条 委員会は、<u>条例第6条第1項</u>の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第6条第3項</u>に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。</p>
--	---

附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則（平成27年新潟海漁調委告示第1号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和4年新潟海漁調委告示第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

佐渡海区漁業調整委員会告示

◎佐渡海区漁業調整委員会告示第1号

佐渡海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年9月佐渡海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本初子

佐渡海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年9月佐渡海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 佐渡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第4条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>委員会の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の規定の例による。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の公表)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>公表する</u>ものとする。</p> <p><u>(申請等に係る電子情報処理組織)</u></p> <p>第4条 <u>条例第4条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該委員会の使用に係る電子</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 佐渡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>告示する</u>ものとする。</p>

計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者(以下「電子申請等を行う者」という。)は、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者(以下「電子申請等を行う者」という。)は、委員会が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第2号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2～4 (略)

5 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとする。

(1) 電子申請等を行う者に係る第2項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請

(情報通信技術による手数料の納付)

第 6 条 条例第 4 条第 5 項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 7 条 条例第 4 条第 6 項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第 8 条 条例第 5 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 9 条 委員会は、条例第 5 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第 5 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

書を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項
(平27佐渡海漁調委告示1・一部改正)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 5 条 委員会は、条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第5条第5項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 委員会は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則（平成27年佐渡海漁調委告示第1号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和4年佐渡海漁調委告示第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

収用委員会告示

◎新潟県収用委員会告示第2号

新潟県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年新潟県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県収用委員会 会 長 砂 田 徹 也

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 新潟県収用委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第4条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>委員会の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の規定の例による。</u></p>	<p>第1条 新潟県収用委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</u></p>
(定義)	(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 (略)

(手続等の公表)

第3条 委員会は、この規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第4条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会又は知事(以下「委員会等」という。)の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者(以下「電子申請等を行う者」という。)は、委員会が定めるところにより、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

第2条 この規程で使用する用語は、新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

2 (略)

(手続等の告示)

第3条 委員会は、この規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者(以下「電子申請等を行う者」という。)は、委員会が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて委員会が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第2号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であつて、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2～4 (略)

5 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

(情報通信技術による手数料の納付)

第 6 条 条例第 4 条第 5 項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第 1 項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 7 条 条例第 4 条第 6 項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第 8 条 条例第 5 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

6 (略)

7 委員会は、電子申請等を行う者が第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。

- (1) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 1 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項
- (2) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 2 号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項
- (3) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 3 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第5条第5項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 委員会は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。